

(別紙)

「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託内容

1 併催イベント全般

(1) イベント概要

- ① 名称 「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント
- ② 趣旨 令和8年10月17日、18日に開催される防災推進国民大会2026 実行委員会主催の「防災推進国民大会2026 in 鳥取 (通称: ぼうさいこくたい2026 in 鳥取)」での、県主催の併催イベントエリアにおいて、県内外からの来場者・出展者に向けた、鳥取県の食・産業のPRや、防災訓練・各種体験イベント等、世代を問わず誰もが楽しめ、防災への関心を高めることができるイベントを実施する。
- ③ 日程 令和8年10月17日、18日 (※時間等は国との調整により変更する場合があります。)

会場	イベント名	10月17日	10月18日
エースパック未来中心(ふれあい広場)	食パラダイス鳥取県エリア	10:30~16:00	10:30~15:00
大御堂廃寺跡	防災産業展示エリア	10:30~17:30	10:30~15:30
	防災訓練・体験エリア	10:30~16:00	10:30~15:00

<参考>防災推進国民大会2026 実行委員会主催イベント (以下「国実行委員会主催イベント」という。)

- ① 名称 防災推進国民大会2026 in 鳥取 (通称: ぼうさいこくたい2026 in 鳥取)
- ② テーマ 共に考え・備え・守る ~「支え愛」で守る命と暮らし~
- ③ 主催 防災推進国民大会2026 実行委員会 (協力: 鳥取県、倉吉市)
- ④ 日程 令和8年10月17日、18日
- ⑤ 開催会場及び開催内容 以下のとおり (※時間等は変更の可能性がある。)

会場	イベント名	10月17日	10月18日
エースパック未来中心 鳥取県立美術館 倉吉交流プラザ	セッション	10:30~18:00	10:30~17:30
	ワークショップ	11:30~18:00	10:30~16:00
	ブース展示		
	パネル展示		
	車両展示		

(2) 実施計画書の作成

実施計画書を発注者の示す日程までに作成し、納品すること。なお、実施計画書は資料として会議等に提出し公開することがある。

作成に当たり、国実行委員会主催イベント運営受託事業者と十分に連携・協議し、内容を精査すること。※連携・協議の方法については発注者より別途示すものとする。

- ① 全体のコンセプト
- ② 各エリアのコンセプト
- ③ 会場図 (来場者導線、搬入・搬出口、ステージ出演者控室の配置等出演者に関する図面及び実施本部の控室等運営に関する図面)

- ④ スケジュール表（本番日の全体、実施本部員・スタッフ等の行動が把握できるもの）
- ⑤ 運営組織体制図（実施本部員・スタッフ等配置表）
- ⑥ 会場運営組織体制図（受付案内、会場誘導・管理、進行、記録、連絡調整等の役割分担）
- ⑦ ステージ舞台構成図（舞台美術・装飾、映像、照明、音響関係図面）
- ⑧ 来場者周遊計画
- ⑨ 警備計画
- ⑩ 危機管理計画（地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時）
- ⑪ 雨天計画
- ⑫ 輸送・駐車場計画（来場者シミュレーション、駐車場の調査及び確保対策、駐車場整理等）
- ⑬ 装飾計画（会場・駐車場等の案内看板等）
- ⑭ トイレ配置計画
- ⑮ 広報計画（チラシの作成、マスメディアを活用した広報等を計画すること。）
- ⑯ その他必要な事項

（3）運営体制の整備

- ① イベント全体の統制を行うための運営本部を設置し、円滑に運営するために必要な備品（通信用トランシーバー等）を配置すること。
- ② 各エリア及び主たる業務の担当者を明示し、発注者の指示等に対応できる体制とイベントの円滑な進行管理を行う人的体制をつくること。
- ③ 運営に当たっては、発注者の指示に従うこととし、国実行委員会主催イベント運営受託事業者と密に連携すること。

（4）共通事項

1（2）で作成した実施計画書をもとに下記を留意の上、業務を実施すること。

- ① 会場の使用条件等に合致した業務の実施。
 - ア 施設管理者、関係機関との適切な連絡調整を行うこと。（会場警備・消防・防災計画作成・イベント開催に係る官公庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届出等の手続きを含む）
 - イ 会場借上期間内に会場の設営及び撤去をすること。

【借上期間】

 - ・エースパック未来中心ふれあい広場：令和8年10月15日～20日
 - ・大御堂廃寺跡：令和8年10月15日～19日
 - ウ 実施に当たっては、会場となる施設の利用規則（電気系統や火気の取扱い及び、敷地内への車両の乗り入れ等）を遵守すること。
 - エ 業務の実施に必要な人員の確保や物資の調達は、受注者が行うこと。なお、会場の使用許可手続き（施設備品や冷暖房の使用許可等、会場に付属する手続きを含む）及びこれに伴う使用料の支払いについては、本業務とは別に発注者が行う。
 - オ 業務の実施に当たり常に発注者と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けるものとする。また、発注者の求めに応じて会場における実施調査等の立会い及び関係団体等との打合せに出席すること。
 - カ イベント終了後の会場の原状復帰

※仮設物、機材、備品等の設置にあたっては、設置前、設置完了時及び撤去完了時の状況が分かる写真を撮影し、撤去完了後速やかに発注者に提出すること。
- ② 進行管理及び適切な運営スタッフ等の配置（従事者名簿・連絡体制表の作成を含む）
- ③ 実施本部員・スタッフ等の運営マニュアル作成、スタッフに対する説明会、出店（展）者向けの説明会等の実施（オンライン対応も可）

- ④ 各エリアの実施に必要な経費の支払い
- ⑤ 国実行委員会主催イベント運営受託事業者や出店（展）者等との連絡調整
- ⑥ 必要に応じて実施本部員、スタッフ、出店（展）者、ステージ出演者等の控え室の設置・撤去等
- ⑦ 実施本部員、スタッフ、出店（展）者、ステージ出演者等用駐車場及び駐輪場の管理、運営（駐車証作成、駐車場看板設置・撤去等を含む）
- ⑧ 会場内及び会場周辺におけるサイン、看板等の製作・設置・撤去等
- ⑨ 装飾、仮設物等（テント、出店（展）ブース等）の製作・設置・撤去等
 ※設置位置確定の際には、受注者の責任のもと、関係機関との協議、手続等を行うこと。
 ※大御堂廃寺跡に関しては、史跡であることを留意の上、倉吉市が示す「史跡 大御堂廃寺跡歴史公園利用の手引き」に沿った対応をすること。
- ⑩ 機材・備品等（机、椅子、音響・照明・映像機器、電源等）の準備、設置（電気工事を含む）、撤去等
- ⑪ 総合案内所の設置・撤去等（※総合案内所は1か所とし、手話通訳を配置すること。）
- ⑫ 来場想定を鑑みて、救護所の設置・撤去等
- ⑬ 想定される来場者数に応じた、休憩用のテントの設置・撤去等
- ⑭ 参加者の事故やケガ、体調不良等を防ぐための安全面に配慮した仮設物等の設置
- ⑮ 雨天時・荒天時の対策・対応（特に大御堂廃寺跡に関しては、来場者への配慮が必要）
- ⑯ 会場内のごみ処理及び廃棄物の適正処理（会場内のゴミ収集所の設置・撤去等含む）、会場内の清掃（設営及び撤去時含む）
- ⑰ 来場想定を鑑みて、必要に応じて仮設トイレ等を設置・撤去等
- ⑱ 会場全体を来場者が周遊できるよう適切な会場内動線の確保
- ⑲ イベントの記録（写真・動画撮影等）
- ⑳ イベントの集客効果・満足度を図るための調査
 ※調査の実施方法については別途発注者と協議すること。

(5) その他

- ① 業務の遂行にあたり、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）に基づき、鳥取県内業者を積極的に活用するよう努めること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合は、出店（展）店舗にしないこと。
 なお、次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる場合も出店（展）店舗にしないこと。
 ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 イ 暴力団員を雇用すること。
 ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 食パラダイス鳥取県エリア

鳥取県の食の魅力をPRすることを目的に、幅広い客層にとって魅力ある内容とした食イベントの企画・実施。

※企画提案においては会場規模に合った食パラダイス鳥取県エリアのトータルプラン(会場レイアウト図を含む)を提示し、委託契約締結後、発注者との打合せにより詳細を決定する。

(1) 概要

- ① 場所：エースパック未来中心ふれあい広場（別冊「付属資料」P10 参照）
- ② 時間：17日 10時30分～16時 18日 10時30分～15時

(2) 県産食材を活用したグルメ及び特産品等の物販ブース（以下、「出店店舗」という。）の設置・運営・撤去

- ① 出店店舗を手配・設置すること。

【出店店舗】

ジャンル	店舗数（目安）
牛骨ラーメン、カレー等の地域グルメ	6店舗以上
スイーツ	5店舗以上
和牛・豚肉・鶏肉・ジビエ	5店舗以上
その他グルメ・物販ブース	14店舗程度
県指定店舗（農水産物の販売店舗、郷土料理、防災に係る出展ブース、本部ブース等）	20店舗程度
合計	最大50店舗程度

- ② 出店店舗の各ブースの仕様は、以下のとおりとする。また、設営にあたり、必要な物品の確認、手配、設備の準備等を準備すること。ただし、内容に合わせてテントの大きさや仕様は調整可能とする。なお、出店者から仕様以外の備品等の希望があった場合は、必要に応じて追加徴収等をし、手配の補助を行うこと。

※テントには設置安全対策を施すこと。

【各ブースの基本仕様（予定）】

規 模	【屋外テント】 縦 3.6m（2間）×横 5.4m（3間）のテント半分
備 品 等	長机 2台、パイプ椅子 2脚、社名板 1、横幕（三方）、ビニールクロス、ビニールシート
電源設備	100V、1.5kW（コンセント 2口） ※テント 1張の場合も同じ

※一部キッチンカースペースも想定

- ③ 出店者は「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録がある店舗とすること。
※「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録していない店舗でも、「食パラダイス鳥取県」アンバサダーの登録申請をする場合はこの限りではない。
※県指定店舗の場合はこの限りではない。
- ④ 出店店舗の出店料は無料とする。
- ⑤ 出展店舗に関しては、酒類の提供は不可とする。（土産物としての販売及び試飲等については、発注者の確認を受けること）
- ⑥ 出店店舗の調整・手配を行うこと。ただし、必要に応じて、発注者と受注者において連携するものとする。
- ⑦ 出展店舗の運営に係る商品、各種備品等について、前日搬入の受け入れができるよう、必

要な設備及び人員を確保すること

- ⑧ 出店者が円滑に出展できるよう、出店者向け説明会を開催すること。

3 防災産業展示エリアの企画・運営

防災に関して本県にゆかりのある企業が防災技術・製品を発信する展示イベントを企画・運営すること。

(1) 概要

- ① 場所：大御堂廃寺跡（別冊「付属資料」P10 参照）
② 時間：17日 10時30分～17時30分 18日 10時30分～15時30分

(2) 防災技術・製品を発信する展示ブース等の設置・運営・撤去

展示ブース等の設置に必要な設備・機材等の手配、設営・撤去及び搬入搬出や管理等一連の業務を行うこと。

- ① 出展者については20社程度とし、発注者と協議の上決定することとし、展示ブース出展者と展示内容や展示方法を調整すること。
※テントには設置安全対策を施すこと。
※テントの設営については当日の天候及び出展内容によって出展者と相談しながら行うこと。
- ② 出展店舗の仕様は、以下のとおりとし、テントを22張程度（内2張は試食や来場者休憩、待機用）手配・設置すること。ただし、展示内容に合わせて出展者のテントの大きさや仕様は調整可能とする。

【各ブースの基本仕様（予定）】

規 模	【屋外テント】 縦3.6m(2間)×横5.4m(3間)
備 品 等	長机4台、パイプ椅子4脚、社名プレート1枚、白布4枚、展示 PR 内容等の立て看板1台、横幕（四方）、必要に応じた照明機器等
電源設備	100V、1.5kW（コンセント2口）

- ③ 出展者と展示物の設置等について密に調整を行うこと。
④ 出展料は無料とする。
⑤ ②のテントとは別に、出展者や関係者の控え室及び荷物置き用のスペースとして2間×3間のテントを4張程度設置すること。また、テント及び横幕の設置やその他必要な備品等を設置すること。
⑥ 前日搬入の受け入れができるよう、必要な設備及び人員を確保すること。
⑦ 会場が史跡であることを留意の上、設営・撤去及び搬入搬出に関しては倉吉市が示す「史跡 大御堂廃寺跡歴史公園利用の手引き」に沿った対応をすること。
⑧ 出展者が円滑に出展できるよう、出展者向け説明会を開催すること。
⑨ 防災産業展示に関連し、発注者がエリア内で実施する企画等に係る出展者との調整及び実施に伴う経費の支払いは受注者がすることし、当該企画について、200万円を見込んでおくこと。

4 防災訓練・体験エリア

ぼうさいこくたいの趣旨にあった親子・子ども等、幅広い世代が参加できる防災訓練・体験イベントを企画・運営すること。※避難や模擬消火など訓練の内容を必ず盛り込むこと。

(1) 概要

- ① 場所：大御堂廃寺跡（別冊「付属資料」P10 参照）
② 日時：17日 10時30分～16時 18日 10時30分～15時

(2) 運営・撤去

- ① テント等によるブースや広場を使った体験などエリア内を活用した防災訓練・体験イベントを企画、運営すること。

※ (1) ②の時間内で、複数の企画を入れ替えて実施してもよい。

- ② テント及び横幕の設置やその他必要な備品等を設置すること。
- ③ 出展者と出展内容を調整すること。
- ④ 出展者に関しては、一部発注者が指定する場合がある。
- ⑤ 訓練・体験に必要な備品（机、いす、社名立て看板、照明、電気工事、養生等）の準備や設営を行うこと。
- ⑥ 会場が史跡であることを留意の上、設営・撤去及び搬入搬出に関しては倉吉市が示す「史跡 大御堂廃寺跡歴史公園利用の手引き」に沿った対応をすること。

5 ステージイベントの運営業務

ぼうさいこくたい及び併催イベントの趣旨にあった親子・子ども等、幅広い世代が楽しめるステージイベントを企画・運営すること。

(1) 概要

- ① 場所：大御堂廃寺跡（別冊「付属資料」P10 参照）
- ② 日時：17日 10時30分～16時 18日 10時30分～15時

(2) ステージの設置・運営・撤去

- ① ステージ仕様はエリア内に出演者等の人数を鑑みて企画することとし、設営に当たっては安全面に考慮すること。
- ② 手話通訳・要約筆記を用意すること。
- ③ 出演者の交渉、出演料の支払い、調整等を行うこと。
- ④ 出演者は来場促進が図れるものとし、防災に関するものを含めること。
- ⑤ 出演者に関しては、一部発注者が指定する場合がある。
- ⑥ 出演者の更衣室や控室等を確保すること。（テントでも可）
- ⑦ 運営に必要な設備（音響・照明・映像機器等）の準備や設営を行うこと。
- ⑧ ステージに関する進行台本等を作成すること。
- ⑨ 会場が史跡であることを留意の上、設営・撤去及び搬入搬出に関しては倉吉市が示す「史跡 大御堂廃寺跡歴史公園利用の手引き」に沿った対応をすること。

6 広報に関する業務

多くの県民の方の来場促進を目的として（1）から（4）の広報の業務を行うこと。なお、内容や納期等について発注者と密に連絡をとり協議の上、進めること。

(1) イベントチラシ・ポスターのデザイン、編集、作成

- ① 発注者が提供する素材（ロゴデザイン、写真等）及び受注者が所有する写真素材等を活用し、併催イベントをPRするとともに、イベント集客及び気運醸成に資するデザインを発注者と協議の上決定すること。校正はいずれも2回以上行うこととする。

なお、ポスターのデザインはチラシ①表面と同様の内容でも可とする。

【仕様】

内容	数量等	規格等	備考
チラシ①	10,000 枚	サイズ A4サイズ両面 カラー 4/4色 紙質 コート紙 73.0 kg	機運醸成イベント等でのPRで活用するもの

		色校正 簡易 1 回	
チラシ②	20,000 枚	サイズ A3 サイズ 2 つ折り (仕上がり A4) カラー 4/4 色 紙質 コート紙 73.0 kg 製本 2 つ折 色校正 簡易 1 回	イベント直前の集客のための 広報及びイベント当日に 配布するもの
ポスター	500 枚	サイズ A1 サイズ カラー 4/0 色 紙質 コート紙 135 kg 色校正 簡易 1 回	機運醸成を図るためのもの ※チラシ①表面と同様のもの ので可

※納品日に関しては発注者と協議の上決定するものとする。

- ② 校了後、速やかに発注者に電子データを提出すること。

(2) 特設サイトの作成

- ① 利用者が使いやすく、わかりやすい表現でページを作成し、目的とするイベントに容易にたどり着ける構成であること。
- ② 出展者情報の写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受注者において収集、処理することとし、これに係る費用は受注者の負担とする。
- ③ モバイルファーストとし、レスポンシブデザイン対応とすること。
- ④ 特定のブラウザの固有の機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版を用いてホームページを表示できること。
 - ア Microsoft Edge
 - イ Google Chrome
 - ウ Mozilla Firefox
 - エ Apple Safari
 - オ Android 標準ブラウザおよび Mobile Safari
- ⑤ 検索サイトからの流入促進を図るため、SEO 対策（サーチエンジン最適化）を施すこと。
- ⑥ 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- ⑦ ホームページの閉鎖

以下のアからウまでの作業を令和 8 年 12 月 31 日までに実施すること。

 - ア サーバからホームページのデータを削除すること。
 - イ Google に対し、当該ホームページを検索結果から削除するよう申請を行うこと。
 - ウ 当該ホームページを自動的にとりネット (<https://www.pref.tottori.lg.jp/>) に遷移するよう設定を行うこと。

(3) テレビ CM の制作

日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送（以下「県内の民放テレビ局」という。）で放映するテレビスポット CM 素材（30 秒・静止画（各種モーション含む。）8 画面以内・BGM・ナレーション収録含む。）を制作する。

※県内の民放テレビ局の時間取りは発注者が行う。

- ① 県民の興味を引く内容及び的確に訴求要素を伝える内容とする。

※ナレーターの性別、BGMの有無は発注者が指定する。また、使用可能なイラスト、写真データがある場合は、発注者から支給する。

- ② イベント内容を元に、画面とナレーションで構成される絵コンテを作成し、発注者の確認を受ける。
- ③ 絵コンテの校了後、受注者が県内の民放テレビ局のCM審査を受ける。
- ④ 映像と音声で構成される動画デモを作成し、発注者の確認を受ける。
- ⑤ 動画デモの校了後、発注者の示す日程までに、電子データ及び県内の民放テレビ局に放送用のHDDを提出すること。

(4) その他

予算の範囲内で本業務の目的達成に資する効果的な広報手段があれば実施すること。

7 会場間周遊促進業務

来場者がぼうさいこくたいに関する各会場間を周遊できる工夫（イベント等）を企画・運営すること。

周遊会場：エースパック未来中心周辺、打吹回廊・倉吉銀座通り、鳥取看護大学・鳥取短期大学

8 警備関係

併催イベント部分及び駐車場関係について、多くの来場者、車両が集まることが予想されるため、事故を防止するため警備員を適切に配置すること。

(1) 併催イベント部分

- ① イベント開催期間中にイベント会場に適切な警備員を適切に配置すること。
- ② 搬出入（※前日搬入も含む）の際に適切な警備員を適切に配置すること。
- ③ 10月16日、17日の夜間に警備員を適切に配置すること。

(2) 駐車場関係

- ① 別冊「付属資料」P11の「駐車場計画」にて警備計画を作成し、警備員を適切に配置すること。
- ② 駐車場に関しては、案内看板の設置及び駐車場内の区分け等、必要に応じた誘導ができる工夫を施すこと。
- ③ シャトルバス乗降場所で乗客が円滑に乗降できるよう、看板設置等の工夫を施すこと（シャトルバス乗降場所は3か所を想定）。
- ④ 近隣の商業施設等にイベント来場者が停車しないよう必要な措置を講じること。

(3) 共通事項

国実行委員会主催イベントと密に連携し、適切な警備員配置になるように調整すること。

※共通する警備費用に関しては按分等で費用を調整することがある。